

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめを行った側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行います。その指導の中で、いじめを行った側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめを行った児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にします。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努めます。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

■ ４ 「いじめの未然防止・対策委員会」「いじめ対策実行委員会」の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「那加第一小学校いじめ未然防止・対策委員会」を設置します。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任
養護教諭 当該学級担任 等
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議員、民生主任児童委員、
スクールカウンセラー、スクールロイヤー、学校医 等

また、校内において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために、学校職員で「那加第一小学校いじめ対策実行委員会」を設置します。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任 等
ただし、状況に応じて、当該学年の担任または、主任・管理職のいずれかの、複数名で対応する事もある。